

◇1級建築施工管理技士 学科テキスト差換え表

P256 建築施工用語集【建設業法】◎

		正：訂正後（2017年法改訂対応）	訂正箇所
1	指定建設業7業種	土木、建築、管、電気、舗装、鋼構、造園	
2	一般建設業の許可	下請負契約 6,000万円 未満だけ可	下請負契約4,500万円未満だけ可
3	特定建設業の許可	下請負契約 6,000万円 以上も可	下請負契約4,500万円以上も可
4	標識の掲示	工事現場に建設業の種類、代表者等を掲示	
5	見積期間	発注者は請負代金額により見積期間を定める	
6	下請負人の意見の聴取	元請は工程の細目決定で下請の意見を聞く	
7	専任の主任技術者	建築工事5,000万円以上の現場に専任を派遣	
8	監理技術者	下請代金 6,000万円 以上、元請の派遣技術者	下請代金4,500万円以上、元請の派遣技術者
9	付帯工事	付帯工事の受注は建設業の許可がなくても可	